

横浜市道路・交通政策局委託に関する総合評価落札方式実施に関する事務要領

制 定 平成 27 年 7 月 7 日 道管第 459 号
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 道管第 1709 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市道路・交通政策局委託に関する総合評価落札方式実施要綱（平成 27 年 7 月 7 日道管第 459 号）。（以下「実施要綱」という。）に基づく委託に関する総合評価一般競争入札による業者選定に関し、必要な事項を定める。

(評価項目及び入札日程の調整)

第 2 条 委託による総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、発注担当課が評価項目及び入札日程の調整等を行う。

(評価項目決定等に係る学識経験者からの意見聴取)

第 3 条 発注担当課は実施要綱第 4 条に規定する学識経験者への意見聴取の依頼に関する事務を行う。

- 2 発注担当課は、当該委託の概要、落札者の決定の方法、及び評価項目等を記載した総合評価落札方式委託概要書（第 1 号様式）を作成する。
- 3 発注担当課は、総合評価落札方式委託概要書等により、学識経験者から当該委託の落札者の決定基準を定めるにあたり、留意すべき事項について意見聴取を行う。
- 4 発注担当課は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 5 発注担当課は、前 2 項の学識経験者からの意見をまとめ、学識経験者意見調書（第 2 号様式）を作成する。

(実施要領書の作成)

第 4 条 発注担当課は、当該委託における総合評価方式の評価項目及び評価基準等を明示する総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を作成する。

(実施要領書の公表)

第 5 条 発注担当課は、実施要綱第 7 条の規定により、当該委託の入札公告に合わせて当該委託の実施要領書の公表を行う。

(技術資料の受付)

第 6 条 発注担当課は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が作成した技術資料の受付を行う。

(入札参加資格審査・指名業者選定委員会)

第 7 条 当該業務委託の実施に当たっては、道路・交通政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定める第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において、次の事項について審議するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の実施に関する事項
 - ア 入札参加資格の設定

- イ その他業者選定委員会が必要と認めるもの
(2) 委託業者の決定に関する事項
落札者の決定

(道路・交通政策局総合評価落札方式技術評価審査委員会)

第8条 総合評価落札方式の技術審査については、技術監理課が所管する、道路・交通政策局総合評価落札方式技術評価審査委員会において、必要な事項について審議するものとする。

(開札及び評価値の算出)

第9条 発注担当課は、開札を行い、技術評価点と入札価格から入札者ごとの評価値の算定を行う。

(落札者の決定に係る学識経験者からの意見聴取)

第10条 実施要綱第4条第3項の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、発注担当課は、技術資料の審査後、意見聴取を行い、落札者の決定に関する学識経験者意見調書（第3号様式）を作成する。

2 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請があった場合には、評価値の算出後に実施する。

(評価結果の公表)

第11条 発注担当課は、総合評価落札方式により契約を締結したときには、技術評価点等の評価結果を公表する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

総合評価落札方式委託概要書

1 委託概要

（1）件名

（2）施行場所

（3）施行内容

2 落札者の決定方法

別紙「総合評価落札方式実施要領書」による

3 評価項目と採点基準及び得点配分

別紙「総合評価落札方式実施要領書」による

4 スケジュール

学識経験者意見調書

1 委託業務名

2 学識経験者意見

学識経験者氏名			
意見聴取日			
意見聴取方法			
学 識 経 験 者 意 見	評価項目及び評価基準等		
	落札者決定に当たっての再度の意見聴取の必要の有無		
意見聴取者			

委託担当課

道路・交通政策局 部 課

落札者の決定に関する学識経験者意見調書

1 委託業務名

2 学識経験者意見

学識経験者氏名		
意見聴取日		
意見聴取方法		
学識経験者意見		
意見聴取者		

委託担当課

道路・交通政策局 部 課